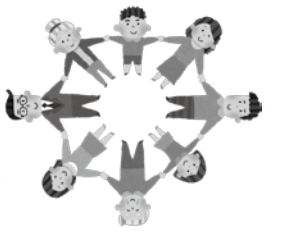


生涯現役でいつまでも住み慣れた地域で暮らせる町を目指します！

～認知症を支える町づくり～

最終回 認知症になったら



認知症の症状に応じた対応・支援体制を『認知症ケアパス』といいます。認知症を引き起こす疾患や身体症状などにより、必ずしも下の表のとおりになるわけではありませんが、ご本人の状況を把握していただき、今後を見通す参考としてください。認知症について気になることがあれば、地域包括支援センター班やかかりつけの病院へ早めに相談してください。

縦軸は生活に必要な支援やサービスを分類しています。

横軸は時間の経過を表しています。左から右にかけて時間が経過します。病気の進行については「認知症境界状態」「だれかの見守りがあれば日常生活は自立」「日常生活に手助け・介助が必要」「常に介護が必要」として示しています。

認知症の度合い	認知症境界状態	見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
様子や見られる症状	物忘れはありますが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活に不安はありますが1人でできます。	薬を飲んだか分らなくなったり、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しくなってきます。	着替えや食事、トイレ等がうまくできなくなりますが声掛けや誘導等の手助けがあればできます。	日常生活全般に生活のしづらさがあり、意思疎通が困難になってきます。

どんなときでも、まずは相談から。認知症の人を支える仕組みやサービスがさまざまです。相談しながらうまく使っていきましょう。

利用できる制度やサービス例

相談窓口	住民課地域包括支援センター班			
	介護支援専門員（ケアマネジャー）			
	大豊町社会福祉協議会			
社会参加仲間づくり	老人クラブ	デイサービス		
	あったかふれあいセンター事業			
	家族会			
身体的支援	通所リハビリ(デイケア)／デイサービス			
	ホームヘルプサービス			
住まい支援	高齢者住宅	養護老人ホーム/軽費老人ホーム(ケアハウス)／有料老人ホーム		
	グループホーム／特別養護老人ホーム／介護保健施設／介護療養型医療施設			
	ショートステイ（短期入所）			
権利を守る(財産・権利・虐待)	日常生活自立支援事業（財産管理）			
	成年後見制度			

高橋雄彦Dr.のひとくちコラム

認知症になると、本人はもちろん、自分が認知症と自覚できないことがあります。家族の方が異変に気がつき『どうしよう』『困った』『どこに相談したらえいろう』と思われることが多いと思います。大豊町では、住民課に連絡するといろいろな相談にのってくれます。社会福祉士、保健師、職員もどうしたらいいかということと一緒に考えてくれます。もちろん私も認知症サポート医として、症状の診断、治療、必要であれば他院への紹介等をさせてもらっています。みんなの協力で、いつまでも大豊町で暮らしていけるような態勢が整ってきています。



問い合わせ先 … 住民課地域包括支援センター班

役場からのお知らせ

高齢者のインフルエンザ

予防接種を実施しています

今年度も、一部公費負担によるインフルエンザ予防接種を実施します。

【対象者】

大豊町民で、接種当日に①または②に該当する方
① 65歳以上の方
② 60～64歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器に重

い病気のある方(身体障害者手帳1級相当の方)
【費用】 自己負担金 1,000円

残りの接種費用は町が負担します。公費負担で接種できるのは期間中1回だけです。

この制度の対象者で生活保護を受けている方は、免除証明書の交付を役場健康づくり班で受け医療機関に提出すると、自己負担金が無料になります。

【実施期間】

12月末まで(医療機関の休診日を除く)

【接種可能な医療機関】 県内委託医療機関

※町内では次の医療機関になります。

高橋医院 ☎ 74-02114
大田口医院 ☎ 73-0333
大杉中央病院 ☎ 72-1003

【接種方法】

接種を受ける際には事前に医療機関へ予約をし、健康保険証を持参してください。

問い合わせ先

… 住民課健康づくり班



家屋の取り壊しをしたとき

課税の基準となる1月1日(賦課期日)に家屋が存在していた場合は、4月からの固定資産税は課税されます。

滅失していた場合は課税されません。

また、賦課期日の前年以前に滅失した家屋について、賦課期日以降に届出をされた場合も確認ができないことになり、その年の課税対象になりますのでご注意ください。

○登記されている家屋の取り壊し

法務局で滅失登記申請をしてください。法務局から税務班に通知が届き、それにしたがって処理します。

年末の取り壊し等で法務局への滅失登記が年を越してしまう場合は年内に税務班までご連絡ください。

○登記されていない建物の取り壊し
取り壊したら税務班までご連絡ください。

家屋調査済証(見本)



※法務局からの通知及び所有者からの連絡後に現地確認を行います。

※家屋調査済証の返却にご協力ください。

問い合わせ先

… 住民課税務班

高齢者虐待の防止にご協力ください

高齢者虐待とは、高齢者の心身に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

高齢者虐待には次のような行為があります。

【身体的虐待】

叩く、つねる、殴る、蹴るなどの暴力やベッドに縛りつけるなどの身体拘束

【心理的虐待】

怒鳴る、ののしる、侮辱するなどの言葉の暴力

【性的虐待】

合意のないあらゆる形態の性的な行為

【経済的虐待】

高齢者の年金や預貯金などを勝手に使ったり、財産を無断で処分する

高齢者虐待は、身近に起こりうる問題です。早期発見により、未然に防止したり重度化を防ぐことができます。

虐待を受けた場合や、虐待と思われる行為を発見したときは、地域包括支援センター班までご相談ください。

問い合わせ先

… 住民課地域包括支援センター班

「もしかして」あなたが救う 小さな手 11月は児童虐待防止推進月間です

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しくゆさぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

